不動産委任状

委任

この委任状は[日付] (「有効日」) に以下の間で作成されました:

委任者:私、[委任者の名前]、以下「委任者」として、[送付先住所]の住所を持つ者は:

代理人:[代理人の名前]、以下「代理人」として、[送付先住所]の住所を持つ者です。

第2代理人

上記の代理人が務めることができない場合、次のいずれかを選択します(1つをチェックしてください):

- -[]他の個人はいません。
- [] 他の代理人がいます。[第2代理人の名前]、[送付先住所]の住所を持つ者は、私の代わりに行動し、代理人と同じ権限を持ちます。

不動産

この委任状は次の参照先に関連しています(1つをチェックしてください):

- [] 単一の物件。次の物件について: [物件の説明] (「不動産」)。
- -[]複数の物件。委任者が部分的または全体的に所有する任意の物件について。

委任された権限

委任者は、次のタイプの不動産取引を完了するために必要なすべての文書を交渉し、実行し、変更し、配信する権限を代理人に付与します(チェ

クし、	、該国するすべてを初期化します)。
	販売。また、これには私の口座に預金するためのクロージング収益を受け入れることが含まれる場合があります。これは以前に代理人に 開示されています。
	購入。また、これには物件の購入のために必要なすべての文書を最終的にまとめることが含まれる場合があります。
	管理。また、これには修理を行う(払い戻し付き)、作業のための下請け業者を承認する、テナントを立ち退かせる、その他必要な日常的な代表を行うことが含まれる場合があります。
	融資。また、これには融資を完了するために必要なすべての文書を変更し、実行し、配信することが含まれる場合があります。また、以前に代理人に開示した私の口座から資金を引き出し、支出するための資金を引き出すことが含まれる場合もあります。
間	

期

この委任状は有効日から始まり、次のいずれかが発生するまで続きます(1つをチェックしてください):

[日付]]の終了日。
------	--------

- 委任者の能力喪失または委任者が自分で考えることができなくなる場合(非耐久性)。
- 委任者の死亡または取り消し。

耐久性

委任者が能力を喪失したことが証明された場合、または自分で考えることができなくなった場合、この委任状は次のようになります(1つをチェ ックしてください):

- ─ 有効ではありません。この委任状は非耐久性であり、委任者の能力喪失後すぐに取り消されます。
- 有効です。この委任状は耐久性があり、委任者の能力喪失後も取り消されません。

法律の適用

この委任状は[STATE]の法律(「適用法」)に従って適用されます。

適用法に従い、委任者は代理人と一緒に私の存在で行動できる唯一の人物として、セクションIIIで言及された不動産に特に関連する他の委任状を取り消します。

手続き

適用法に従い、この委仕状は次のいすれかで署名されます(初期化し、該当するすべてをチェックしてください):
□ 公証人
証人1名
証人2名
● 委任者の署名:
• 氏名:
• 日付:
公証人確認
•
、公証人の前で、この委任状の委任者であるが、政府発行の写真付き身分証明書を通じて私が上記の名前の 物であることを証明し、私の前で上記の任命の受諾を実行し、その自由な行為と証明した。
 公証人
• 氏名:
私の委任期間は:
証人確認
私/私たち、証人(たち)、は各々、委任者が私/私たちの前でこの文書に署名し、実行したこと、および委任者が自発的に署名したことを宣言 し、各証人は委任者の要請に基づいてこの委任状を証人として署名し、委任者が少なくとも18歳で、正常な精神状態であり、拘束または過度の影響を受けていないことを最善の知識に基づいて宣言します。
• 1番目の証人の署名:
• 氏名:
• 送付先住所:
● 電話:
• 2番目の証人の署名:
• 氏名:
• 送付先住所:
● 電話: